

「これからの長野県教育を考える有識者懇談会」の開催について

教育政策課

1 目的

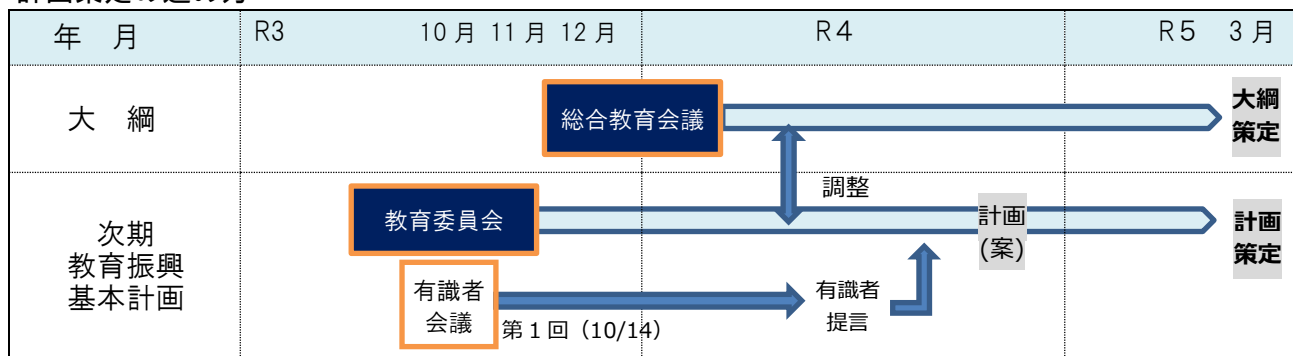
次期長野県教育振興基本計画（令和5年度～）の策定に際して、有識者等から意見を聴取し、計画策定に反映させるため、有識者懇談会を開催する。

2 開催期間 令和3年10月14日から令和5年3月31日まで

3 有識者懇談会の構成 学識経験者、産業界、学校関係者、保護者等（合計：15名）
（敬称略、五十音順、※座長）

氏名	所属・職名
荒井 英治郎	信州大学教職支援センター 准教授
安藤 善二	学校法人松本昭和学園エクセラシオン高等学校 常務理事
岩瀬 直樹	学校法人軽井沢風越学園 校長・園長
大室 悦賀	長野県立大学グローバルマネジメント学部 教授
小金 典子	長野県立篠ノ井高等学校 校長
近藤 守	長野県市町村教育委員会連絡協議会 会長
高見澤 秀茂	株式会社高見澤 代表取締役社長
西片 紀美子	認定こども園松本光明幼稚園 園長
西森 尚己	子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」 代表
北條 雅一	駒澤大学経済学部 教授
マキナリー 浩子	株式会社エー・トゥー・ゼット 取締役
松嶋 則行	長野県立安曇養護学校 校長
松田 愛絵	長野県PTA連合会 副会長
松谷 かおる	長野市立柳原小学校 校長
村松 浩幸※	信州大学教育学部教授・附属次世代型学び研究開発センター長

4 計画策定の進め方



○教育基本法（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（大綱）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

第1条の4(略)

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会